

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 業 務 名 R8・9年度プロパンガス供給単価契約 (オープンカウンター方式)
- 2 業 務 場 所 福岡県久留米市安武町武島1063-2 筑後川下流総合管理所 外3箇所
- 3 契 約 期 間 契約締結の翌日から令和9年9月30日まで
- 4 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年9月30日まで
- 5 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 なし
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略できます。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2) 提 出 方 法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号等は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残る方法に限る。)
 - 3) 見 積 書 提 出 期 限 **令和8年3月10日 11時** まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 経理課 鶴川・中尾
FAX 0942-26-1525
経理課 電子メール nyukei_chikugokaryu@water.go.jp
 - 5) 質 問 書 提 出 期 限 **令和8年3月2日 11時** まで
※質問の回答については、翌平日の12:00までにHPに掲載します。
 - 6) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は、**令和8年3月11日 11時** までとします。
 - 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 基本料金(月額)、プロパンガス(1m³)及びガス漏れ警報器の従量単価をもって契約を締結しますので、当該単価に予定数量を乗じた金額(いずれも税抜き)を見積書に記載してください。
 - 2) 料金の支払いは1ヶ月ごとに分けて行い、受注者から請求書を受理した日から30日以内に支払うものとします。料金の計算方法は、数量が確定した段階において、契約金額に確定数量を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算した額(該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とします。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。
 - 4) 契約の相手方として決定した後に、速やかにプロパンガス供給単価契約書を締結するものとします。

R8・9年度プロパンガス供給単価契約 仕様書

令和8年2月

独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所

1. 適用

本業務は、独立行政法人水資源機構（以下「当機構」という。）筑後川下流総合管理所が実施する、R8・9年度プロパンガス供給単価契約に適用する。

2. 業務内容

当機構筑後川下流総合管理所外3箇所において使用するプロパンガスの供給を受けるものである。

3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年9月30日まで

4. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年9月30日まで

5. 供給場所

(1) 福岡県久留米市安武町武島1063-2

独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所

(2) 福岡県久留米市高野1-1-1

独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 福岡導水管理所

(3) 福岡県久留米市安武町武島23-1

独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 筑後川下流用水管理所

(4) 福岡県久留米市安武町武島15

独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 筑後揚水機場

6. 予定数量

別紙の予定数量表のとおりとする。

なお、数量は予定数量であり、期間中に増減することがある。

7. その他

この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

以 上

予 定 数 量 表

No.	納 入 場 所	プロパンガス	ガス漏れ警報機	備 考
1	福岡県久留米市安武町武島1063-2 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所	13 m ²	2 個/月	
2	福岡県久留米市高野1-1-1 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 福岡導水管理所	4 m ²	2 個/月	
3	福岡県久留米市安武町武島23-1 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 筑後川下流用水管理所	3 m ²	1 個/月	
4	福岡県久留米市安武町武島23-1 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 筑後揚水機場	23 m ²	1 個/月	
	合計	43 m ²	6 個/月	

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127
 127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128
 128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年2月25日に交付されたR8・9年度プロパンガス供給単価契約の見積依頼書等を受領しました。

<連絡先>

担当部署名 :

担 当 者 :

電 話 番 号 :

F A X 番 号 :

電子メール :

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。